平成２２年（フ）第１５８０号
大阪市西淀川区姫島６丁目５番20―411号
債務者　有馬　勝也
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６７号
大阪府東大阪市永和１丁目26番20―607号
債務者　川城　徳鋭
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０７０号
大阪府枚方市田口２丁目７番２号
債務者　増尾八寿子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９２号
大阪府豊中市熊野町４丁目２番51―301号
債務者　鎌田　　幸
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５４号
大阪市生野区田島３丁目３番20号
債務者　豊田　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８９号
大阪市福島区海老江７丁目22番１―201号、住民票上の住所大阪府門真市舟田町18番10号
債務者　池　　智行
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３３号
大阪市旭区清水３丁目21番５号
債務者　東　　芳則
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６７号
大阪府東大阪市若江南町１丁目４番30号
債務者　藤村　美香
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１７号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―909号
債務者　砂川　弘昭
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２９号
大阪市東成区深江北１丁目３番20号　深江スパイラル203号
債務者　猪上　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５４号
大阪府守口市淀江町５番３―303号
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７１号
大阪府八尾市北本町１丁目４番11―203号
債務者　宗守　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８４号
大阪府高槻市芥川町４丁目14番30号
債務者　参鍋　正治
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１６号
大阪府枚方市牧野本町１丁目２番１―709号
債務者　喜多　英子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１９号
大阪府枚方市大峰元町２丁目23番20―24号
債務者　岩﨑　隆之
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３１号
大阪市城東区諏訪４丁目15番27号　正広ビル401
債務者　藤井　鈴香（旧姓林出）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３２号
大阪市平野区喜連西３丁目１番22―413号
債務者　村田　京子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３４号
大阪市西成区花園北１丁目４番８号　花園マンション702号
債務者　酒井　二雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部